

都市公園法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 地方公共団体が設置する都市公園の配置の基準を当該公園を利用する者が容易に利用することができるように配置することとする事。

(第二条第一項第一号から第三号まで関係)

第二 災害時に広域的な災害救援活動の拠点となるものとして国が設置する都市公園の配置、規模、位置及び区域の選定並びに整備に関する技術的基準を定める事。

(第三条関係)

第三 公園施設について、都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定める休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設並びに国土交通大臣が定める休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設を新たに公園施設に加える事。

(第四条第二項から第五項まで関係)

第四 占用物件について、都市公園ごとに、地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設及び国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設を新たに占用物件に加える事。

(第十二条第十号関係)

第五 地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設及び国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設の占用の期間及び占用に関する基準を定める事。

(第十四条第三号及び第十六条第九号関係)

第六 その他、所要の改正を行う事。

第七 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)